

○飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年10月8日
条例第272号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあつた公の施設の管理を行うに最も適当であると認められたものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画による公の施設の運営が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出等)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、5月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第5条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、指定管理者が前2条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

2 市長は、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、飛驒市個人情報保護条例(平成16年飛驒市条例第15号)第4条の規定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飛騨市情報公開条例の一部改正)

2 飛騨市情報公開条例(平成16年飛騨市条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(飛騨市個人情報保護条例の一部改正)

3 飛騨市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略